

長期優良住宅法に係る手数料

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「長期優良住宅法」という。）に係る手数料を横須賀市手数料条例で定めています。

（１）長期優良住宅建築等計画等の認定手数料（長期優良住宅法第 5 条）

【表 1】

申認定請に係る建築物の総住戸数		ア. 登録住宅性能評価機関が交付する確認証等が添付されている場合	イ. ア以外の場合	
【新築】	一戸建ての住宅	8,000 円	45,000 円	
	共同住宅等	2 戸以上 5 戸以下	15,000 円	11 万円
		6 戸以上 10 戸以下	26,000 円	17 万円
		11 戸以上 25 戸以下	41,000 円	34 万円
		26 戸以上 50 戸以下	71,000 円	60 万円
		51 戸以上 100 戸以下	12 万円	100 万円
		101 戸以上 200 戸以下	19 万円	190 万円
		201 戸以上 300 戸以下	24 万円	270 万円
		301 戸以上	26 万円	340 万円
【増・改築】、 【既存】	一戸建ての住宅	12,000 円	68,000 円	
	共同住宅等	2 戸以上 5 戸以下	23,000 円	16 万円
		6 戸以上 10 戸以下	4 万円	26 万円
		11 戸以上 25 戸以下	61,000 円	51 万円
		26 戸以上 50 戸以下	11 万円	91 万円
		51 戸以上 100 戸以下	17 万円	160 万円
		101 戸以上 200 戸以下	29 万円	290 万円
		201 戸以上 300 戸以下	36 万円	410 万円
		301 戸以上	40 万円	500 万円

（２）長期優良住宅建築等計画等の変更認定手数料（長期優良住宅法第 8 条）

【変更認定手数料】＝【表 1】の金額×1/2

（３）建築基準関係規定適合審査を申し出た場合の認定手数料及び変更認定手数料（長期優良住宅法第 6 条第 2 項）

【建築基準関係規定適合審査を申し出た（変更）認定手数料】

＝〔（１）又は（２）による認定（変更）申請手数料〕＋〔確認申請の手数料〕

- (4) 譲受人決定による変更認定手数料（長期優良住宅法第 9 条）
1 件につき 2,100 円

- (5) 地位の承継の承認に係る手数料（長期優良住宅法第 10 条）
1 件につき 1,700 円

- (6) 容積率の特例に係る許可手数料（長期優良住宅法第 18 条）
1 件につき 16 万 円